

船舶事故調査報告書

平成23年10月20日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行

事故種類	乗組員負傷	
発生日時	平成22年4月9日 07時30分ごろ	
発生場所	宮城県石巻市金華山沖 金華山灯台から真方位090° 2海里付近 （概位 北緯38° 16.6′ 東経141° 37.6′）	
事故調査の経過	平成22年4月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 乗組員等に関する情報	漁船 第七栄 ^{えいりょう} 漁丸、19トン MG2-5516（漁船登録番号）、個人所有 19.91m (Lr) × 4.57m × 1.42m、FRP ディーゼル機関、609kW、平成元年12月12日 船長 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年10月21日 免許証交付日 平成21年1月29日 （平成26年7月20日まで有効） 甲板員A 男性 60歳
死傷者等	負傷 1人（甲板員A）	
損傷	なし	
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか4人が乗り組み、金華山沖において、約5ノットの速力で東進しながら、ひき網漁の投網作業に従事していた。 甲板員Aは、船尾甲板の右舷側機関室囲壁後方で漁網の上に左足を置いて海中に走出する漁網を見ていたところ、平成22年4月9日07時30分ごろ、漁網が左足に絡みつき、走出する漁網に引きずられて船尾甲板から落水した。 船長は、操舵室で操船中、甲板員Aが落水したとの報告を受け、直ちに船尾甲板に設置したローラで走出する漁網を止めるよう指示する一方、機関を中立状態にし、漁網にすがって浮いている甲板員Aに向けて係留索を投げさせた。 甲板員Aは、投げられた係留索を体に巻き付けて救助され、その後、宮城県女川町女川港で病院に搬送された。 甲板員Aは、左足骨折を負った。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 4 海象：波高 約1.5m	

<p>その他の事項</p>	<p>本船は、船尾甲板上に漁網を積載し、投網時には、まず左舷側からブイ及び袖網を、続いて中央部から袋網を、さらに、右舷側から袖網の順で投入していた。</p> <p>甲板員Aは、本船に乗船して3日目又は4日目に本事故に遭遇したが、平成20年に約2か月間、他の漁船でいさだひき網漁を経験していた。</p> <p>船長は、甲板員Aに対し、乗船時に気を付けて作業に当たるよう口頭で注意をしていた。</p> <p>甲板員Aは、ふだん、漁網の上に足を置いていても足下の漁網が出ていく状況となる前に漁網から離れていたが、本事故当時は、ぼんやりして歩いて走出する漁網に注意を向けていなかった。</p> <p>本事故発生当時、他の乗組員は、船尾甲板の左舷側と右舷側に分かれて立ち、走出する漁網を見守っていた。</p> <p>甲板員Aは、ジャージの上に上下の合羽を着用し、長靴を履いていたが、救命胴衣は着用していなかった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、金華山沖において投網作業中、甲板員Aが、漁網の上に左足を置いていたことから、走出する漁網が左足に絡まり、同漁網に引きずられて落水し、負傷したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、いさだひき網漁の経験があり、投網作業時の危険性については承知していたものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、ぼんやりして歩いて走出する漁網に注意を向けていなかったため、足下の漁網が走出する状況となったことに気付かなかった可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が金華山沖の漁場において投網作業中、甲板員Aが、漁網の上に左足を置いていたため、走出する漁網が甲板員Aの左足に絡まり、同漁網に引きずられたことにより発生したものと考えられる。</p>	